

## 山口地方最低賃金審議会の「意見」について（声明）

8月7日、山口地方最低賃金審議会は、今年度の山口県最低賃金を「時給777円（昨年+24円）」とする意見を山口労働局長に提出しました。

今年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金引き上げ額の目安答申は、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク各22円というものでした。この「目安答申」が、最低賃金法で定められた「労働者の生計費」を考慮したものであるとは到底言えず、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」には程遠いものであることは誰もが指摘しています。

山口地方最低賃金審議会の「時給777円」という「意見」は、月額換算でも136,752円（1日8時間、月22日）としかならず、こうした賃金で働かざるを得ない（非正規雇用）労働者が生活を維持しようとなると、ダブルワーク・トリプルワークをこなさなければ生活が成り立たない水準であることは、今年度の山口地方最低賃金審議会で県労連からの意見陳述者も述べたことです。

最低でも「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした政労使の合意をふまえた決定がなされるべきです。

私たちは、最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が地方格差を決定し、地域の賃金水準を決めてしまうことにつながっていると指摘してきました。山口県の最低賃金ランクはCランクであり、今回の答申によってAランクとの格差はさらに広がります。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、労働力を追いかける形で企業の都市圏への進出が増え、地域経済疲弊の悪循環となっています。山口県最低賃金の大幅引き上げで地方格差の是正が必要です。

今回の最賃審議会の「意見」は、中央最賃審議会の目安答申と同額という、こうした「地域格差」にまったく配慮をしない決定がなされたことに大きな怒りを覚えます。こうした地域間格差を是正するための根本的な解決策として、一日も早い全国一律最低賃金制度の確立が必要であると考えます。

女性労働者の半数がパート・アルバイトといった非正規雇用労働者です。女性の社会進出を妨げ、男性を含むすべての労働者の賃金を低く抑え込む原因は、女性の「家計補助」を基本とした低賃金にあります。最低賃金を大幅に引き上げることが、これから女性が意欲と能力を発揮でき、生き生きと働き続けることにつながります。

最賃審議会の「意見」を受けた「異議申し出」が公示されましたが、私たちがたびたび指摘しているように、「意見」決定までの経過がまったく開示されず、金額だけの公示となったことにあらためて抗議するものです。「異議申し出」にあたって、専門部会および「意見」決定の本審議会が公開されないことは、「異議申し出」の内容にもかかわります。

山口県最低賃金をただちに時給800円以上に引き上げ、私たちが求める時給1,000円実現に大きく前進するよう求めます。

2017年8月8日

山口県労働組合総連合